関西高等学校 校長 藤原 佳市

新型コロナウイルスに関連した感染症対策と出席停止の扱いについて

平素より、本校の教育活動に御理解と御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されています。新型コロナウイルス感染症につきましては「指定感染症」に指定され、学校保健安全法に定める「第一種感染症」とみなされることとなり、治癒するまで出席停止となります。御家庭におかれましても次に記載している基本的な感染症対策等をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しておりますので、今後、必要 に応じて対応等の変更や追加が生じる場合がありますことをご了承下さい。

- 1. 毎朝健康観察を行い、次のような発熱等の風邪様症状が見られるときは無理をせず自宅で休養してください。次にあげる事由で自宅休養した場合の出欠につきましては出席停止の扱いとなります。なお、今回のコロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」とする目安は以下のとおりです。
  - 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
  - ・新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から医療機関の受診や自宅等での 待機を求められた場合
  - ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合
  - ・風邪の症状や37.5 度以上の発熱が4日以上続く場合(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)
  - ◇生徒、及び同居するご家族が新型コロナウイルス感染症(疑いを含む)と言われた場合は、 早急に学校までご連絡ください。(関西高等学校 TEL 086-252-5121)
- 2. 日常生活において、手洗いや咳エチケット(人に向かって咳やくしゃみをしない、咳をするときはティッシュなどで鼻と口を覆う、とっさの時は袖や上着の内側で覆う)などの基本的な感染症対策を徹底してください。
- 3. 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけてください。